

経済要録

国内

◆大手生命保険の10年長期貸付 基準金利について

一部大手生命保険会社は、1月6日以降順次、期間10年の固定金利貸付において、10年物スワップレート、10年近傍国債流通利回り等、10年前後の市場金利と連動した基準金利（10年長期貸付基準金利）を平成7年1月より導入する旨を発表した。

◆日米包括経済協議・金融サービス分野の合意について

日米両政府は、1月10日、平成5年9月以来協議されてきた日米包括経済協議・金融サービス分野について最終的に合意した。合意内容の概要は以下のとおり。

1. 日本側措置

(1) 年金資産運用

イ. 年金福祉事業団の資金運用事業について、指定単の枠組みの中で投資顧問会社の参入を容認。

ロ. 厚生年金基金に対する投資顧問会社のアクセスを拡充。

ハ. 国共済およびN T T共済に対する投資顧問会社のアクセスを容認等。

(2) 投資信託

投資信託委託業務と投資一任業務の併営の容認および運用規制の抜本的緩和等。

(3) 証券

イ. いわゆる新商品のうち、証券取引法上

の有価証券に該当するものを確認（一定の海外パススルー証券、他社株転換可能債、海外ストリップス債等）。

ロ. 有価証券の定義に関する照会手続きの明確化。

ハ. 適債基準等社債関係の諸規制・諸慣行の見直し等。

(4) 越境資本取引

イ. ユーロ円債、サムライ債等の発行に係る包括許可（届出）制度の導入。

ロ. 非居住者民間ユーロ円債に係る還流制限を国内の適債基準の規制緩和にあわせて撤廃。

ハ. 一定の基準を満たす事業法人に対するポートフォリオ投資のための外貨預金の包括許可制の導入。

ニ. 投資家が外貨証券を購入する際に、利金および償還金を円貨で確定するために、証券会社が当該投資家との間で行う通貨スワップの解禁等。

2. 米側措置

(1) 銀行業務

州際業務に係る内国民待遇の保証等、米国における外国銀行の取り扱いの改善。

(2) 証券業務

米国証券外務員試験の簡素化等、米国における外国証券会社等の取り扱いの改善。

3. 行政手続きに係る透明性の確保

4. 競争政策

金融サービス分野における独禁法の適用等。

5. 客観的基準

銀行業務、証券業務、越境資本取引、資産運用に係る各措置の実施状況を評価するために客観的基準を利用（数値目標ではない）。

（耐用年数45年以上のものは70%）の割増償却の容認。

(5) いわゆる懸賞金付定期預金の懸賞金品について、20%の税率（所得税15%、住民税5%）による源泉分離課税の対象とし、平成7年4月1日以後に預入等されるものから適用。

(6) 株式分割に係る印紙税非課税措置の拡充等。

◆平成7年度税制改正要綱について

政府は、1月13日、平成7年度税制改正要綱を閣議決定した。同要綱の主な内容は以下のとおり。

1. 租税特別措置の整理合理化

税額控除、特別償却制度、準備金、登録免許税の特例等、租税特別措置の助成度合いの縮減ならびに9項目の廃止等。

2. 社会経済情勢の変化への対応

(1) いわゆる中小ベンチャーに資する税制上の措置を創設。

(2) 経済対策の一環として臨時的に措置している長期所有土地等から既成市街地等以外の地域内にある建物、機械等への買い換え特例について、課税繰延割合を60%（現行80%）としたうえで適用期限を1年延長。

(3) 製品輸入促進税制の改正。

(4) 都心居住の支援措置として、法律改正により新たに定められる三大都市圏の居住を推進すべき地域において取得する一定の中高層賃貸住宅等について、5年間50%

3. 土地・住宅税制の見直し

(1) 個人の長期譲渡所得課税について、特別控除後の譲渡益4,000万円以下の部分については25%（現行30%）に税率を変更。

(2) 農業経営基盤強化促進法の一部改正に伴い、農用地域内にある農地等を同法の買い取り協議に基づき農地保有合理化法人に譲渡した場合について、1,500万円特別控除の対象に追加。

(3) 地価税について、条例の規定に基づく特定の附置義務駐車施設の用に供されている土地等や、いわゆるセットバック（壁面位置の制限）により創出された公共空地に係る負担軽減措置を創設。

(4) 住宅促進税制について、適用対象者の所得要件を2,000万円以下（現行3,000万円以下）に引き下げたうえで、適用期限を2年間延長。

(5) 特定の居住用財産の買い換え特例の2年間延長。

(6) 住宅用家屋の登録免許税の特例に係る要件の緩和等。

◆阪神・淡路大震災に伴う金融特別措置等の実施について

1月17日に発生した阪神・淡路大震災によって兵庫県・大阪府下で甚大な被害が発生したことを受け、日本銀行では以下の対応措置を実施した。

1. 日本銀行神戸支店と神戸財務事務所、日本銀行大阪支店と近畿財務局は、おのおの連名で、金融機関に対し、以下の内容の金融特別措置の実施を要請した。
 - (1) 預金証書・通帳を紛（焼）失した場合でも預金者であることを確認して払い戻しに応ずること。
 - (2) 届出の印鑑のない場合には、拇印にて応ずること。
 - (3) 事情によっては、定期預金、定期積金の期限前払い戻しに応ずること。また、これを担保とする貸付にも応ずること。
 - (4) 今回の地震による障害のため、支払期日が経過した手形について関係金融機関と適宜話し合いのうえ、取立ができることとすること。
 - (5) 汚れた紙幣の引き換えに応ずること。
 - (6) 国債を紛失した場合の相談に応ずること。
 - (7) 災害関係の融資については、災害の状況、

応急資金の需要等を勘案して、融資相談所の開設、審査手続きの簡便化、貸出の迅速化等被災者の便宜を考慮した適時適切な措置を講ずるよう配慮すること。

2. 日本銀行神戸支店では、1月20日から2月3日までの間、今回の阪神・淡路大震災で店舗が使用不能となり、かつ近隣に使用可能な支店のない一部金融機関に対し、同支店の営業場スペースの一部を貸与し、当該金融機関の預金等払い出し業務を支援した。
3. 日本銀行神戸支店では、1月21日から2月26日までの間、また、同大阪支店では、1月21日から2月5日までの間、被災地の金融の円滑化と被災者のニーズに応えるため、週末（土・日曜日）も臨時に営業し、損傷銀行券・硬貨の引き換えや金融機関との現金受け払いの業務を取り扱った。

◆農林中央金庫の優先出資証券発行について

大蔵省と農林水産省は、1月25日、農林中央金庫に対し、普通出資者総会における議決権のない優先出資証券の発行を認可した。平成6年4月に施行された優先出資法に基づくもので、協同組織金融機関が会員以外から資本調達を行うのは今回が初めて。発行総額は約500億円で、払込期日は2月15日。証券取引法に基づく少人数私募形式で募集された。

◆平成7年度地方財政計画について

政府は、1月31日、「平成7年度地方財政計画」を閣議了解した。その概要は以下のとおりである。

平成7年度地方財政計画

(単位 億円、%)

		6年度計画	前年度比	7年度計画	前年度比
歳入	一般財源	500,091	△ 3.7	519,031	3.8
	地方税	325,809	△ 5.7	337,639	3.6
	地方交付税	155,020	0.4	161,529	4.2
	地方譲与税	19,262	△ 1.3	19,863	3.1
	国庫支出金	141,743	15.9	128,017	△ 9.7
	地方債	103,915	66.9	113,054	8.8
	その他	63,532	5.5	64,991	2.3
歳出	投資的経費	290,723	8.5	303,620	4.4
	直轄・補助事業	105,058	2.9	108,620	3.4
	地方単独事業	185,665	12.0	195,000	5.0
	給与関係費	223,302	2.0	226,984	1.6
	公債費	89,215	36.1	76,939	△13.8
	一般行政経費等	197,941	2.3	207,250	4.7
	不交付団体水準超経費	8,100	△55.5	10,300	27.2
地方財政規模	809,281	5.9	825,093	2.0	

◆現行金利一覧

(7年2月15日現在) (単位 年%)

	金利	実施時期	() 内 前回水準
公定歩合			
・商業手形割引歩合ならびに国債、 特に指定する債券または商業 手形に準ずる手形を担保とす る貸付利子歩合	1.75	5. 9. 21	(2.5)
・その他のものを担保とする 貸付利子歩合	2.0	5. 9. 21	(2.75)
短期プライムレート	3.0	5. 12. 9	(3.375)
長期プライムレート	4.9	6. 9. 14	(4.7)
政府系金融機関の貸付基準金利			
・日本開発銀行	4.9	6. 9. 14	(4.7)
・中小企業金融公庫、国民金融公庫	4.9	6. 9. 14	(4.7)
・住宅金融公庫	4.35	6. 12. 6	(4.15)
資金運用部預託金利 (期間3年～5年)	4.55	7. 2. 15	(4.65)
(期間5年～7年)	4.60	7. 2. 15	(4.70)
(期間7年以上)	4.65	7. 2. 15	(4.75)

(注) 市中貸出金利の実施日は金利変更を最初に行った銀行のもの。ただし、短期プライムレートについては、都銀の中で最も多くの銀行が採用したレート (実施時期は同採用レートが最多となった時点)。

◆公社債発行条件

(7年2月15日現在)

	発行条件	改定前発行条件
国債 (10年)	応募者利回り (%)	<2月債> 4.511 <1月債> 4.567
	表面利率 (%)	4.6
	発行価格 (円)	100.61 100.22
割引国債 (5年)	応募者利回り (%)	<1月債> 4.176 <11月債> 4.176
	同税引後 (%)	3.345
	発行価格 (円)	81.50 81.50
政府短期証券 (60日)	応募者利回り (%)	<9月24日発行分～> 1.629 <2月15日発行分～> 2.384
	割引率 (%)	1.625
	発行価格 (円)	99.7329 99.6096
政府保証債 (10年)	応募者利回り (%)	<2月債> 4.636 <1月債> 4.673
	表面利率 (%)	4.6
	発行価格 (円)	99.75 99.50
公募地方債 (10年)	応募者利回り (%)	<2月債> 4.651 <1月債> 4.688
	表面利率 (%)	4.6
	発行価格 (円)	99.65 99.40
利付金融債 (3年物)	応募者利回り (%)	<2月債> 3.400 <1月債> 3.600
	表面利率 (%)	3.4
	発行価格 (円)	100.00 100.00
利付金融債 (5年物)	応募者利回り (%)	<2月債> 4.000 <1月債> 4.000
	表面利率 (%)	4.0
	発行価格 (円)	100.00 100.00
割引金融債	応募者利回り (%)	<2月後半債> 2.113 <2月前半債> 2.155
	同税引後 (%)	1.729 1.770
	割引率 (%)	2.06 2.10
	発行価格 (円)	97.93 97.90

(注) 1. アンダーラインは今回改定箇所。
2. 利付金融債については募集債の計数。

海外

◆米国、公定歩合を引き上げ

米国連邦準備制度理事会は、2月1日、公定歩合の引き上げを決定(4.75%→5.25%)、即日実施した(今回の引き締め局面では4度目の引き上げ、前回の引き上げは昨年11月15日<4.0%→4.75%>)。また、米国連邦公開市場委員会(FOMC)は、この引き上げが準備預金市場金利に完全に反映されるべきとの点で合意した。

同理事会は、今回の公定歩合引き上げについて、成長が幾分鈍化しているらしき兆候がみられるものの、経済活動は顕著な拡大を続け、資源の利用度が一段と上昇している状況下、インフレ圧力を抑制し、持続的な経済成長を促すために必要な措置であると説明している。

なお、今回の公定歩合引き上げは、同理事会がボストン、ニューヨーク、リッチモンド、シカゴ、セントルイス、カンザスシティ、サンフランシスコの各地区連銀から提出された要請を承認したもの。

◆米国連邦準備制度理事会、金融政策変更の公表方式を正式発表

米国連邦準備制度理事会は、2月2日、金融政策変更の公表について、昨年2月以来暫定的に採ってきた以下の方式を正式に採用する旨、発表した。

1. 金融政策スタンスの変更は即日公表。

2. 米国連邦公開市場委員会(FOMC)において政策変更がなされなかった場合は、原則として、「公表事項なし」とのコメントをFOMC終了後に発表。

3. FOMCの速記録の公表は5年後。

4. FOMC議事録の公表は、現行どおり、次回FOMCの開催される週の金曜日午後4時30分。

◆米国連邦公開市場委員会、12月20日開催の同委員会議事録を公開

米国連邦公開市場委員会(FOMC)は、2月3日、94年12月20日開催の同委員会議事録を公開した。その主な内容は以下のとおり。

米国の景気は、ここ数か月間、一段と拡大の度を強めている。すなわち、消費支出は雇用と所得の増加ならびに好調な消費マインドに支えられて堅調を維持しているほか、設備投資と輸出も高い伸びとなっている。こうした中、雇用者数は力強い増勢を持続し、鉱工業生産も一段と拡大している。この間、物価については、原材料と中間財の価格は引き続き急速に上昇しているものの、消費者物価は総じて緩やかな上昇にとどまっている。

11月のマネーサプライの動向をみると、数か月にわたって低下していたM₂の増勢が回復する一方、M₃の伸びは若干鈍化した。M₂の増勢回復は、債券投信からの資金流出加速

や株式投信への資金流入減少等を受けて、小口定期および小口MMFにかなりの資金が流入したことが主因。また、M₃の伸び鈍化は、一部の機関投資家が11月の金融引き締めを受けた機会費用の上昇を眺めて大口MMFから有価証券の直接保有へと資金を移動したことによるもの。

景気の先行きについては、一部のメンバーが、景気拡大の勢いはかなりの部分が少なくとも明年（95年）初まで持ち越され、インフレにつながる可能性もある、との見方を示した。しかしながら、多くのメンバーは、景気は95年中に、より持続可能性が高くインフレにつながりにくい成長ペースへと目にみえて減速していく、との予測がなお適切である、との見解を述べた。こうした景気減速予測や適切な財政・金融政策を前提とすれば、95年中の物価上昇率は小幅なものにとどまり、また徐々に鎮静化方向に向かうとみている。

先行きの金融政策については、現時点での引き締めには及ばないものの、一段の引き締めを行う必要が生じる可能性が高く、その場合速やかに適切な行動が採られることが望ましい、との意見が多数派を占めた。したがって、1人を除く全員が、現状の金融調節スタンスを維持する一方、先行きの政策変更の余地については引き締め方向へのバイアスをかけることで合意した。この間、ラウウェア理事は、インフレが加速する危険性は極めて高く、また、即時の引き締めを行わなければインフレ期待が高まるおそれがあるとして、即時の引き締めが必要、と主張した。

◆クリントン大統領、予算教書を議会に提出

クリントン大統領は、2月6日、議会に対し96年度（95年10月～96年9月）予算教書を提出した。今次予算教書の特徴は、昨年12月15日に概要を公表した減税案と、その財源も含めた追加的歳出削減策が盛り込まれた点。概要は以下のとおり。

財政収支見通しを、前回（94年7月）と比較すると（表1）、財政赤字額が94年度（実績）と99年度を除き各年とも上方修正された。この結果赤字額は、97年度がピークとなり、98年度以降は横這い圏内で推移する見通し（前回見通しでは95年度にボトムをつけた後、99年度まで漸増する姿）。

上記財政収支見通しの背景となる経済見通しをみると（表2）、実質GDP成長率（年率）は、94年が上方修正される一方、95年第2～3四半期に顕著な景気減速が見込まれ（95年平均の成長率は2.8%ながら、第4四半期の前年対比では2.4%）、95年以降の成長率はほぼ前回見通しどおり（2.5%）。物価については、最近における物価の落ち着きを背景に全般にわたり若干下方修正された。金利については、短期金利が全般的に上方修正される一方、長期金利は95年に8%近くまで上昇（前回見通しでは7%）後、96年以降は前回見通しの水準（7%）に戻る見通しとなっており、長短金利差が縮小している。この間、失業率は、全般に下方修正された。

なお、今次予算教書に盛り込まれた減税案と追加的支出削減策についてみると、減税案

は、①子持ち中間所得者層世帯(年収75,000ドル以下)に対する税額控除、②高等教育費用の所得控除、③個人退職勘定(IRA)所得制限引き上げと用途拡大、等で構成され、5年間の減税規模は630億ドル。支出削減策については、政府機関3省2局(エネルギー

省、運輸省、住宅都市開発省、一般調達局、人事管理局)の縮小・再編、政府事業の統廃合、裁量的支出の凍結延長等により、5年間で1,440億ドルの削減を提案。この結果、減税による歳入減少分を差し引くと810億ドルの赤字縮小効果が見込まれている。

(表1) 財政赤字見通しの概要

(単位 億ドル、()内は対GDP比 %)

	1994年度 実績	95年度 見通し	96年度	97年度	98年度	99年度	2000年度
93年ベースライン (対GDP比 %)	3,053 (4.7)	3,018 (4.4)	2,980 (4.1)	3,471 (4.6)	3,877 (4.9)	— (—)	— (—)
94年2月見通し	2,348 (3.5)	1,761 (2.5)	1,731 (2.3)	1,808 (2.3)	1,874 (2.3)	2,012 (2.3)	— (—)
94年7月見通し	2,201 (3.3)	1,671 (2.4)	1,792 (2.4)	1,900 (2.4)	1,918 (2.3)	2,074 (2.4)	— (—)
医療保険制度改革 実施後見通し	2,201 (3.3)	1,561 (2.2)	1,757 (2.4)	1,955 (2.5)	1,949 (2.4)	1,873 (2.1)	— (—)
今次予算教書	2,032 (3.1)	1,925 (2.7)	1,967 (2.7)	2,131 (2.7)	1,964 (2.4)	1,974 (2.3)	1,944 (2.1)

(表2) 政府経済見通しの概要

(年平均 %、()内は94年7月見通し)

	1994年	95年	96年	97年	98年	99年	2000年
実質GDP伸び率	3.9 (3.6)	2.8 (2.8)	2.5 (2.6)	2.5 (2.5)	2.5 (2.5)	2.5 (2.5)	2.5 (—)
CPI総合伸び率	2.6 (2.7)	3.1 (3.2)	3.2 (3.3)	3.2 (3.4)	3.2 (3.4)	3.1 (3.4)	3.1 (—)
失業率	6.1 (6.3)	5.8 (6.2)	5.9 (6.1)	5.8 (6.1)	5.8 (6.1)	5.8 (6.1)	5.8 (—)
金 TB3か月物利回り	4.2 (4.0)	5.9 (4.7)	5.5 (4.8)	5.5 (4.8)	5.5 (4.8)	5.5 (4.8)	5.5 (—)
利 国債10年物利回り	7.1 (6.8)	7.9 (7.0)	7.2 (7.0)	7.0 (7.0)	7.0 (7.0)	7.0 (7.0)	7.0 (—)

◆米国連邦準備制度理事会、1995年のマネーサプライ目標値等を公表

グリーンズパンFRB議長は、「1978年完

全雇用および均衡成長法(いわゆるハンフリー・ホーキンス法)」に基づき、上院および下院銀行委員会(2月22日および23日)において証言を行うとともに、経済見通しおよび金融政策

運営等に関する半期報告書を議会に提出した。証言の概要は以下のとおり。

1. 95年の経済動向（表1）

95年の経済動向を展望すると、93年～94年に高成長と物価上昇率の低下という好ましい景気情勢をもたらした多大の余裕資源はいまや存在せず、したがって93、94年に比べれば経済パフォーマンスが冴えないものとなることはほぼ確実であろう。しかしながら総じてみれば、経済情勢は引き続き良好なものとなり、成長と低水準の物価上昇率が維持されるものと期待される。すなわち、GDP成長率は、95年第4四半期には潜在成長率近辺の2～3%に減速し、失業率は5.5%程度で安定的に推移するものと見込まれる。物価については、消費者物価上昇率が幾分高まり、3.0～3.5%程度になることを予想している。

2. 95年の金融政策運営（表2）

金融政策の効果は緩慢に、かつラグを伴って現れるため、これまで同様に先行きを展望した行動を採ることによって、マクロ経済面での政策目標をより達成することができるであろう。こうした観点から、FRBは、過去

1年間にわたり、データには顕現化していないインフレ圧力を封じ込めるために引き締めを実施してきた。同様の観点から、今後、究極的にインフレ圧力を弱める潜在的な力が働いているとの微候がみえれば、足元の物価指標が悪化していても、政策スタンスをこれ以上変更しない、あるいはむしろ緩和する時期がくることも考えられる。

95年中のマネーサプライ等の目標レンジについては、M₂、M₃、国内非金融部門負債残高（モニタリングレンジ）とも、94年7月に設定した暫定値を変更しなかった。これは、同レンジが現在の景気および物価の見通し、ならびにFRBの政策目標達成のための努力の結果として予想される名目所得の伸び低下とも整合的であるためである。

3. 最近の教訓

92年の欧州通貨危機や今回のメキシコペソ問題は、急速に拡大している国際金融システムが、中央銀行の政策に厳格な規律を課しているということを改めて認識させた。こうした状況の下では、政策面で配慮すべき事柄は数多いが、最も重要なのは、物価の安定と国内金融市場におけるコンフィデンスの維持である。

（表1） 主要経済見通しの推移

	1993年	94年		95年	
	(実績)	94年2月 → 94年7月	(実績)	94年7月 → 95年2月	
実質GDP	3.1	3.0～3.25	3.0～3.25	4.0	2.5～2.75 2.0～3.0
CPI総合	2.7	3.0程度	2.75～3.0	2.7	2.75～3.5 3.0～3.5
失業率	6.5	6.5～6.75	6.0～6.25	5.6	6.0～6.25 5.5程度

（注）CPI総合は都市部全人口ベース、失業率は軍人を除くベースの第4四半期平均。

(表2) マネーサプライの目標レンジの推移

(単位 第4四半期対比 %)

	1993年		94年		95年	
	93年7月 → (実績)		94年7月 → (実績)		94年7月 → 95年2月	
M ₂	1.0~5.0	1.7	1.0~5.0	1.0	1.0~5.0	1.0~5.0
M ₃	0.0~4.0	1.0	0.0~4.0	1.4	0.0~4.0	0.0~4.0
国内非金融部門 負債残高 (モニタリングレンジ)	4.0~8.0	5.2	4.0~8.0	5.3	3.0~7.0	3.0~7.0

◆ドイツ政府、95年年次経済報告を閣議決定

ドイツ政府は、2月1日、95年年次経済報告を閣議決定し、公表した。同報告は95年のドイツの実質GDP成長率について前年比約

+3%と94年(+2.8%)を若干上回る伸びを予測している。さらに、「昨年来みられる旧西ドイツ地域の景気回復のダイナミズムを勘案すると、本見通しは楽観的と言うよりは、むしろ慎重なものである」との見解を示している。

政府経済見通し

(単位 前年比 %)

	全ドイツ					
			旧西ドイツ地域		旧東ドイツ地域	
	1994年 (速報)	95年 (見通し)	94年 (速報)	95年 (見通し)	94年 (速報)	95年 (見通し)
実質GDP	2.8	約3.0	2.3	約2.5	8.9	8.0~10.0
内	2.7	約3.0	1.9	約2.0	7.5	6.0~7.0
個人消費	1.3	約1.0	0.9	0.5~1.0	4.4	2.0~2.5
政府消費	1.2	約1.0	1.1	約1.0	1.8	約0.5
設備投資	△0.6	約9.0	△2.5	7.5~8.5	7.8	11.0~13.0
建設投資	7.4	5.0~5.5	3.9	1.5~2.5	20.0	14.0~16.0
輸出等	6.8	7.0~8.0	7.4	約7.5	22.6	22.0~24.0
輸入等	6.2	5.5~6.5	7.2	約7.5	9.4	約7.0
個人消費デフレータ	2.7	約2.0	2.6	約2.0	3.0	約2.5
失業率 (%)	9.6	8.5~9.0	8.2	7.5~8.0	15.2	12.0~13.0

◆イングランド銀行、最低貸出金利を引き上げ

イングランド銀行は、2月2日、最低貸出金利を0.5%引き上げて6.75%とする旨、発表（即日実施）した。イングランド銀行による金利引き上げは、昨年12月7日以来約2か月ぶり。これを受けて、ロンドン手形交換所加盟大手銀行は、ベースレート（基準貸出金利）を0.5%引き上げ（6.25%→6.75%）、即日実施した。本決定の背景として蔵相は、「英国経済は欧州内でもっとも力強い回復を続け、インフレ率も過去の平均以下にとどまっているが、種々のリスクを総合判断した結果、一段の利上げが物価安定維持に資するとの判断に至った」としている。

◆イタリア銀行、政策金利を引き上げ

イタリア銀行は、2月21日、公定歩合を0.75%引き上げて8.25%に、また、高率適用金利を1.25%引き上げて9.75%にする旨、発表（2月22日実施）した。同行の引き上げは、昨年8月12日以来約6か月ぶり。

◆イタリア、ディーニ内閣が発足

スカルファロ大統領は、1月13日、94年12月のベルルスコーニ内閣総辞職を受け、後任首相に同内閣で国庫相を務めたディーニ氏を指名した。同内閣は国会議員を含まない超党派内閣であるが、イタリア議会の信任を得て、2月1日正式に発足した。主要閣僚は以下のとおり。

首相 Lamberto Dini（国庫相兼任）
 外相 Susanna Agnelli
 財務相 Augusto Fantozzi
 予算相 Rainer Masera
 産業相 Alberto Clo（貿易相兼任）
 農相 Walter Luchetti

◆韓国政府、不動産実名制の導入を発表

韓国政府は、1月9日、不動産投機の抑制を狙い、不動産実名制を本年7月から導入することを発表した。

不動産実名制は架空名義や他人名義での不動産所有を法的に禁じるものであり、同措置は景気の過熱が懸念される状況下、不動産価格の高騰を未然に防止するために実施されたもの。

韓国における土地価格の推移

韓国における土地価格の推移									
(単位 前年比、前期比 %)									
1988年	89年	90年	91年	92年	93年	94/1Q	2Q	3Q	4Q
27.5	32.0	20.6	12.8	△1.3	△7.4	△0.4	△0.3	△0.1	0.2

◆香港、LAF金利を引き上げ

香港金融庁は、米国の公定歩合引き上げ（2月2日、引き上げ幅+0.5%）を受けて、2月2日、流動性調節ファシリティ（LAF）^{（注）}金利を引き上げた（引き上げ幅+0.5%）。これに伴い、6日、香港銀行協会が預金の上限金利を0.5%引き上げたほか、主力銀行（香港

上海銀行、スタンダード・チャータード銀行等）では、プライムレートを0.5%引き上げた。

（注）流動性調節ファシリティ（Liquidity Adjustment Facility）は、香港金融庁が、マーケット終了後に為替基金債・政庁債の現先取引によりオーバーナイトの資金供給・吸収を行う制度（92年6月8日導入）。

香港のLAFおよび預貸金金利

（単位 年%）

	旧 金 利	新 金 利
L A F 金 利 （ビッド/オファー）	（94年11月16日決定） 3.75/5.75	（95年2月2日決定） 4.25/6.25
市 中 金 利	（94年11月21日実施）	（95年2月6日実施）
普 通 預 金	3.75	4.25
定 期 預 金（1週 間）	4.25	4.75
プ ラ イ ム レ ー ト	8.50	9.00

◆タイ、貸出プライムレートを引き上げ

タイの商業銀行7行は、2月3日、貸出プライムレートを0.5%引き上げた（11.75%→12.25%）。

なお、タイ中央銀行も、貸出増加を抑制する観点からこうした措置が適切である旨、表明している。

◆タイ、外国銀行の地方支店開設を認可

タイ大蔵省は、1月11日、オフショア・バンキング（Bangkok International Banking Facility、BIBF）業務を行っている外国銀行22行（うち邦銀8行）に対し、1行につき2支

店を限度として37か所のBIBF地方支店（Province International Banking Facility、PIBF）開設を認可した。この結果、外銀はBIBFでは認められていないパーツ建て貸出を行えることとなった（ただし、融資限度額は1店舗当たり10億パーツ<約40百万ドル>）。

◆インドネシア中央銀行、新銀行規制を発表

インドネシア中央銀行は、1月30日、多額の不良債権を抱える銀行システムの健全化と過当競争の防止を目的とする新銀行規制を発表した。新規制の内容は以下のとおり。

1. 融資方針および回収計画の詳細な分析、ならびに重点融資分野を明記した報告書と中央銀行のコメントを付した監査結果を年1回公表することを義務化。
2. 銀行業務に関して不法行為に関与したとされる者や延滞債務を抱える者の銀行役職員への就任や銀行株式の取得禁止。
3. 不良債務者に関するデータを銀行間で交換。

◆中国、全国金融工作会議を開催

中国では、全国金融工作会議が1月10日から14日まで北京で開催された。周正慶・中国人民銀行副行長が行った報告の概要は以下のとおり。

94年は、金融部門が中央の指示を真剣に実行した結果、金融マクロコントロールは成果を挙げ、金融改革も重要な一步を踏み出した。また、外為体制改革は顕著な成果を挙げた。

95年については、適度に引き締め気味の金融政策の実施、金融監督の強化を通じてインフレを抑制するほか、金融サービスの改善に努める。95年の金融政策の重点は次のとおり。

1. マネー・貸出総量を引き締め、貸出構造を調整すること（ただし、農業向け貸出については増加させる）。
2. 金融部門に対する監督を強化し、国有商業銀行に関連ノンバンクの分離、不動産貸出部等の違法行為の是正を実行させ、また、安全かつ正確な企業間資金決済を保障させること。
3. 商業銀行改革をさらに推進し、貸出の管理に関する自己責任原則の徹底を図り、金融サービスの改善、貸出資産内容の改善を促進すること。
4. 外為集中制度をより完全なものとし、国家の外為準備管理を強化すること。